



平成26年8月20日
内閣府（防災担当）

「平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成26年7月9日及び同月10日にかけて、台風第8号及び梅雨前線による暴風雨及び豪雨により長野県^{きそぐんなぎそまち}木曾郡南木曾町及び宮崎県^{ひがしうすきぐんしいばそん}東臼杵郡椎葉村に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、8月15日（金）に閣議決定され、本日（8月20日）公布・施行されました。

I 激甚災害（局激）の指定と適用措置

長野県^{きそぐんなぎそまち}木曾郡南木曾町及び宮崎県^{ひがしうすきぐんしいばそん}東臼杵郡椎葉村の区域を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします（過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 84% → 93%）。

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法24条2項～4項）

農地等に係る災害復旧事業で国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II スケジュール

8月15日（金） 閣議決定

8月20日（水） 公布・施行

平成26年7月9日及び同月10日の暴風雨及び豪雨による 激甚災害関係施設の災害復旧事業費の査定見込額等について

1 農地等

※ 8月13日時点

<局激>

市町村名	査定見込額	早期局激 [※] 基準額
長野県木曾郡南木曾町	3.6億円	0.2億円(局激基準×2)
宮崎県東臼杵郡椎葉村	0.5億円	0.3億円(局激基準×2)

(参考：局地激甚災害指定基準)

次に該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が5千万円を超えることが要件)

市町村内の復旧事業に要する経費
(経費が1,000万円未満のものを除く) > 当該市町村の
農業所得推定額 × 10%

※ 査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。

政令第二百九十号

平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵

郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二

条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による災害で、長野県木曾郡南木曾町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十六年台風第八号によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。